

○法政大学中学校学則

規定第18号

一部改正	昭和53年 4月 1日	昭和54年 4月 1日
	昭和55年 4月 1日	昭和56年 5月 9日
	昭和57年 4月 1日	昭和58年 4月 1日
	昭和61年 4月 1日	平成 2年 4月 1日
	平成 2年10月18日	平成 3年 4月 1日
	平成 3年10月 1日	平成 4年 4月 1日
	1994年 4月 1日	1995年 4月 1日
	1996年 4月 1日	1997年 4月 1日
	1998年 4月 1日	1999年 4月 1日
	全部改正	2000年 4月 1日
一部改正	2002年 4月 1日	2003年 4月 1日
	2005年 4月 1日	2007年 4月 1日
	2010年 4月 1日	2012年 4月 1日
		2013年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法の精神に則り、小学校を卒えた児童を責任感に富み自主的精神に充ちた、心身共に健康な国民に育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、法政大学中学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都三鷹市牟礼4丁目3番1号に置く。

第2章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第4条 本校の収容定員は、次のとおりとする。

408名

2 各学級の収容定員は、1学級35名以下とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月 1日から 8月31日まで

第2学期 9月 1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月 1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日
 - (2) 創立記念日 4月30日
 - (3) 法政大学創立記念日 4月10日
 - (4) 日曜日
 - (5) 春季休業 4月1日から 4月4日まで
 - (6) 夏季休業 7月20日から 8月31日まで
 - (7) 冬季休業 12月25日から翌年1月8日まで
 - (8) 学年末休業 3月25日から 3月31日まで
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学・転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

- 第10条** 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、各前学年の課程を修了した者とする。
- 2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力を有すると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、親権者等において本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学許可)

- 第13条** 入学の許可を受けた者は、親権者等において速やかに誓約書その他の書類に入学金を添え、提出しなければならない。
- 2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学及び退学)

- 第14条** 転学しようとするときは、親権者等においてその事由を明らかにし、願い出て承認を得なければならない。
- 2 病気その他の理由により退学しようとするときは、親権者等においてその事由を明らかにし、必要書類を添え、願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第15条 前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(欠席、休学及び復学)

第16条 欠席しようとするときは、親権者等において、その都度届け出なければならない。

- 2 病気その他やむを得ない事由のため、2箇月以上出席することができないときは、親権者等はその事由を明らかにし、必要書類を添え、届け出て承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、親権者等において、その事情を明らかにした書類を添え、届け出て承認を得なければならない。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業

(教育課程)

第17条 本校の教育課程は、中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科名及び授業数は別表のとおりとする。

(学習評価)

第18条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第19条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第6章 親権者等

(親権者等)

第20条 親権者等は親権者又は成人の親族等で独立の生計を営む者とする。

- 2 親権者等は生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(親権者等の変動)

第21条 親権者等が転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失踪又は成年被後見人若しくは破産等にかかわるものであるときは、あらためて、親権者等を定めなければならない。

第7章 教職員

(教職員)

第22条 本校に次の教職員をおく。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教諭 15名以上
- (4) 養護教諭 1名以上
- (5) 講師 1名以上
- (6) 実験助手 1名以上
- (7) 事務職員 3名以上
- (8) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師
- (9) 用務員

2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

3 副校長は校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育をつかさどる。また、校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。

4 前第2項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 学費及び入学料・入学検定料

(学費及び入学科・入学検定料)

第23条 本校の学費(授業料・教育充実費・実習料)及び入学科・入学検定料は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| (1) 授業料(年額) | (ただし、分納を認める) | 525,000円 |
| (2) 教育充実費 | | 195,000円 |
| (3) 実習料 | | 18,000円 |
| (4) 入学科 | | 250,000円 |
- (再入学金は再入学する年度の入学金の3分の1とする。)
- | | | |
|-----------|--|---------|
| (5) 入学検定料 | | 25,000円 |
| (6) 削除 | | |

(納入、滞納及び納入の特例)

第24条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、学費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに、学費を3箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 3 生徒が休学したときは、前第1項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から学費の2分の1を減額することができる。
- 4 その他特別の事情がある場合は、学費の一部を免除することができる。

(納入金の不返還)

第25条 すでに納入した入学科・入学検定料及び学費は、一切返還しない。ただし、特別の事情がある場合、校長はその全部又は一部を返還することができる。

第9章 賞罰その他

(ほう賞)

第26条 生徒がその成績、性行とも優れ、他の生徒の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第27条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 前項の懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 補則

第28条 この学則の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、2005年度及び2006年度の収容定員については、次のとおりとする。

年度	1年	2年	3年	合計
2005年度	105名	200名	200名	505名
2006年度	105名	105名	200名	410名

3 学則名，第2条，第3条，第4条第1項は，2007年4月1日から改正施行する。ただし，第4条の規定にかかわらず，2008年度までの収容定員については，次のとおりとする。

年度	1年	2年	3年	合計
2007年度	136名	105名	105名	346名
2008年度	136名	136名	105名	377名

4 第23条に規定する授業料並びに教育充実費の改定については，2007年4月1日から施行する。ただし，2007年度に入学する生徒より適用し，2006年度以前に入学した生徒に係る授業料並びに教育充実費については，なお従前の例による。

5 第17条に規定する教育課程の別表の改定については，2007年4月1日から施行する。ただし，2007年度に入学する生徒より適用し，2006年度以前に入学した生徒に係る教育課程については，なお従前の例による。

6 第23条に規定する授業料の改定については，2010年4月1日から施行する。ただし，2010年度に入学する生徒より適用し，2009年度以前に入学した生徒に係る授業料については，なお従前の例による。

7 第24条第4項及び第25条については，2010年4月1日から施行する。

8 第17条に規定する教育課程の別表1及び別表2の改正については，2010年4月1日から施行する。ただし，別表1については2009年度に入学した生徒の第2学年次から適用し，別表2については，2010年度以降に入学した生徒から適用する。

9 第17条に規定する教育課程の別表の改正については，2012年4月1日から施行する。

10 この学則は2013年4月1日から一部改正し施行する。

11 第23条に規定する学費及び入学料の改定については，2013年4月1日から施行する。ただし，2013年度に入学する生徒より適用し，2012年度以前に入学した生徒に係る学費については，なお従前の例による。

別表 中学教育課程表

(追46)

別表1(2009年度入学生)

中学教育課程表

区分		第1学年	第2学年	第3学年	計
必修科目	国語	175	175	175	525
	社会	140	140	140	420
	数学	200	210	175	585
	理科	105	140	140	385
	音楽	45	35	35	115
	美術	45	35	35	115
	保健体育	105	105	105	315
	技術・家庭	70	70	70	210
	英語	200	160	105	465
道徳		35	35	35	105
特別活動		35	35	35	105
選択教科等			50	105	155
総合的な学習の時間		70	70	70	210
計		1225	1260	1225	3710

別表

中学教育課程表

(2012年度より実施)

区分		第1学年	第2学年	第3学年	計
必修科目	国語	175	175	175	525
	社会	140	140	140	420
	数学	210	175	175	560
	理科	105	140	140	385
	音楽	45	35	35	115
	美術	45	35	35	115
	保健体育	105	105	105	315
	技術・家庭	70	70	70	210
	英語	210	210	210	630
道徳		35	35	35	105
特別活動		35	35	35	105
総合的な学習の時間		50	70	70	190
計		1225	1225	1225	3675